

第 4 8 号議案

志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年志木市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 43 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 46 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模保育事業所等における職員の配置基準の見直しをしたいので、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により、この案を提出するものである。